森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（森林国営保険法施行規則の一部改正）

第一条　森林国営保険法施行規則（昭和二十八年農林省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

森林保険法施行規則

第一条を次のように改める。

（引受条件の届出）

第一条　独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、森林保険法（以下「法」という。）第五条第一項の引受条件を定めたときは、その実施の日の十日前までに次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　森林保険の保険金額の標準

二　森林保険の保険料率

三　森林保険の保険金額及び保険料の算出方法

四　森林保険の保険料の割引計算に関する事項

五　研究所の免責に関する事項その他農林水産大臣が必要と認める事項

2　研究所は、法第五条第一項の規定により同項の引受条件を変更しようとするときは、その実施の日の十日前までに、変更しようとする事項及びその理由を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

第三条から第十一条までを削る。

第二条中「令第四条第一項」を「法第七条」に、「左の」を「次に掲げる」に、「都道府県知事」を「研究所の理事長」に改め、同条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（保険料期間）

第二条　保険料期間は、一年とする。

（保険料の分割払）

第三条　法第六条第二項の農林水産省令で定める事由は、保険期間が一年を超えていることとする。

2　法第六条第二項の規定により保険料を分割して払い込む場合においては、保険契約者は、年を単位として分割して保険料を払い込むこととする。

3　前項の場合においては、保険契約者は、保険料に係る保険料期間の開始日までに、当該保険料を払い込まなければならない。

第十二条中「第十五条第四号」を「第十二条第四号」に、「てん補すべき額が四千円」を「塡補すべき額が法第二条第一項に規定する保険事故によつて生じた損害についての調査に通常要する費用の額を勘案して農林水産大臣が定める基準に従つて研究所が定める額」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（危険増加による解除等）

第六条　研究所は、法第十六条第一項の規定により森林保険契約を解除する場合には、その旨及び危険増加の事由を書面で保険契約者に通知しなければならない。

2　法第十六条第二項の規定による通知は、危険増加の事由を記載した書面で研究所にしなければならない。

第十三条及び第十四条を削る。

（独立行政法人森林総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人森林総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年農林水産省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十一条第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第十一条第二号」を「第十一条第一項第二号」に改め、同条第三号中「第十一条第三号」を「第十一条第一項第三号」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　研究所法第十一条第二項第一号に規定する森林保険に関する事項

第九条第三項中「第十三条」を「第十四条」に改める。

第十八条を第二十三条とし、第十七条を第二十二条とし、第十六条を第二十一条とし、第十五条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（長期借入金又は森林総合研究所債券の償還期間）

第十九条　独立行政法人森林総合研究所法施行令（平成二十七年政令第四十三号。以下「研究所法施行令」という。）第二条の農林水産省令で定める期間は、次の各号に掲げる資金の使途の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一　研究所法第十一条第二項第一号に規定する業務に要する費用に充てるためのもの　六十年間

二　研究所法第十一条第二項第二号に規定する業務に要する費用に充てるためのもの　五年間

（償還計画の認可申請）

第二十条　研究所は、研究所法第十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項の規定による届出後一月以内に次の事項を記載した償還計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画を変更する場合には、その都度提出しなければならない。

一　長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二　森林総合研究所債券（以下「研究所債券」という。）の総額並びに当該事業年度における研究所債券の発行見込額及び発行の方法

三　長期借入金及び研究所債券の償還の方法並びに期限

四　その他必要な事項

第十四条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（責任準備金）

第十六条　研究所は、毎事業年度末において、森林保険勘定に、森林保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、収入保険料のうち、森林保険契約に定めた保険期間のうち事業年度末においてまだ経過していない期間に対応する責任に相当する金額として農林水産大臣が定めるところにより算定した金額を責任準備金として積み立てなければならない。

（支払備金）

第十七条　研究所は、毎事業年度末において、森林保険勘定に、次に掲げるものの支払のために必要な金額として農林水産大臣が定めるところにより算定した金額を支払備金として積み立てなければならない。

一　支払の請求を受けた保険金であって、費用として計上していないもの

二　支払事由の発生に係る通知を受けた保険金であって、その支払の請求を受けていないもの

三　支払事由が発生することが確実であると認められる保険金であって、その支払事由の発生に係る通知を受けていないもの

第十三条を第十四条とし、第十条から第十二条までを一条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の一条を加える。

（共通的な経費の配賦基準）

第十条　研究所は、研究所法第十三条の規定により区分して経理する場合において、一の勘定において経理すべき事項が他の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、農林水産大臣の承認を受けて定める基準に従って、各勘定に配分することにより整理することができる。

附則第二項中「第一条各号」を「第二条各号」に改める。

附則第四項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

附則第六項中「第十六条」を「第二十一条」に改め、同項第三号中「法律第八号」の下に「。附則第八項において「廃止法」という。」を加える。